

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

ページ

告 示

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出	(障害福祉課)	一
○知事指定薬物の指定	(薬務課)	一
○高度公益機能森林の区域の変更	(森林整備課)	一
○保安林の指定の解除	(同)	二
○保安林の指定施業要件の変更の予定(三件)	(同)	二
○道路の区域変更(二件)	(道路課)	三
○道路の供用開始(三件)	(同)	三
○市街地再開発組合の事業計画変更の認可	(都市計画課)	四
○建築士免許の取消し	(建築宅地課)	四
○開発行為に関する工事の完了	(建築宅地課)	六
○住民監査請求に係る監査結果の公表(二件)	(監査委員)	七
○定期監査の結果の公表		一九
○行政監査の結果の公表		二二

告 示

○宮城県告示第百七十二号
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出が

あったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十九年二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	廃止年月日
○四一四〇〇二九四	ウエック東松島ケアステーション 東松島市矢本字大林十四	居宅介護 重度訪問介護	株式会社ウエリスパートナーズ	平成二十九年 二月二十八日

○宮城県告示第百七十三号

宮城県薬物の濫用の防止に関する条例(平成二十七年条例第六十九号)第十三条第一項の規定によ

り、次のとおり知事指定薬物を指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十九年二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 知事指定薬物の名称
- 化学名 ニー(ニーフロフェニル)ー三ーメチルモルフォン及びその塩類(通称名…2-
FPM)
 - 化学名 N-ニ(ニアダマンチル)ー(テトラヒドロニヒピランニール)メチル
ーHインダゾールニカルボキサミド及びその塩類(通称名…Adamantyl-TH
PINACA又はATHPINACA isomer 1)
 - 化学名 N-ニ(ニアダマンチル)ー(テトラヒドロニヒピランニール)メチル
ーHインダゾールニカルボキサミド及びその塩類(通称名…Adamantyl-TH
PINACA 2-ladamantly isomer又はATHPINACA isomer
2)
- 二 指定の理由
中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚的作用(当該作用の維持又は強化の作用を含む。)を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあると認められるため。
- 三 指定の効力が生ずる日
平成二十九年二月二十五日

○宮城県告示第百七十四号

森林病害虫等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)第七条の五第一項の規定により指定した高度

公益機能森林の区域を変更したので、同条第四項において準用する同法第七条の三第四項の規定により、宮城県庁（農林水産部森林整備課）、大河原地方振興事務所、仙台地方振興事務所、北部地方振興事務所、北部地方振興事務所栗原地域事務所、東部地方振興事務所、東部地方振興事務所登米地域事務所及び気仙沼地方振興事務所においてこれを公表する。

平成二十九年二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る保安林の所在場所

宮城県七ヶ浜町湊浜字弁天八四の四、八六の三、字砂場一〇の三

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

○宮城県告示第百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十九年二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

石巻市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整

備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十九年二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

登米市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び登米市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十九年二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
登米市（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。
- (二) 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び登米市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第百七十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十九年二月二十四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 道路名 河北桃生線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		備考
石巻市針岡字新町二四番一地从先から 同市福地字国土四四番一地从先まで		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	
前	後	前	後	
C	B	六・五 二〇・〇	二、二一・四	上記A、B及びCは、関係図面に表示する敷地の区
		六・五 二〇・〇	二、二九・五	

後A	六・五 二〇・七	二、一七六・八	分をいう。
----	-------------	---------	-------

○宮城県告示第百八十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十九年二月二十四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台北土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 道路名 岩沼海浜緑地線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		備考
岩沼市下野郷字浜二四三番三四地先から 同市下之郷字浜二四三番一六地先まで		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	
前A	後A	前A	後A	
一〇・〇 二五・七	一〇・〇 二五・七	五〇〇・〇	四九三・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		六・五 八・五	六・五 八・五	

○宮城県告示第百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十九年二月二十四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	河北桃生線	石巻市針岡字新町二四番一地从先から 同市福地字国土四四番一地从先まで	平成二十九年 二月二十七日

○宮城県告示第百八十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十九年二月二十四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	大島浪板線	気仙沼市三ノ浜一三番一地从先から同市小々汐一〇六番一三地从先まで	平成二十九年二月二十四日 午前十時

○宮城県告示第百八十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十九年二月二十四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	岩沼海浜緑地線	岩沼市下野郷字浜二四三番三四地从先から同市下之郷字浜二四三番一六地从先まで	平成二十九年二月二十四日

○宮城県告示第百八十四号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定により、次の市街地再開発組合の事業計画の変更について認可した。

平成二十九年二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

海岸通一番二番地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十七年五月二十六日から平成三十年十二月三十一日まで
三 施行地区

塩竈市海岸通一番の一部、二十六番、三十三番、三十四番、三十五番、三十六番、三十七番、三十九番一、三十九番二、四十番一、四十一番、四十三番、四十四番一、四十五番一、四十六番一、四十七番二、四十八番一、四十九番一、四十九番三、五十番一、五十一番一、五十二番一、六十七番、六十八番、六十九番、七十番、七十一番、七十二番、七十三番、八十二番、八十六番、八十七番、八十八番、八十九番、九十番、九十一番、九十二番、九十三番、九十四番、九十五番、九十六番、九十七番二、百一番、百二番、百四番、百五番、百六番、百七番、百八番、百九番、百十番、百十一番、百十二番、百十三番、百十四番、百十五番、百十七番、百十八番、百十九番、百二十番、百二十一番、百二十二番、百二十三番、百二十四番、百二十五番、百二十七番、百二十八番、百三十二番、百三十三番、百三十四番、百三十五番、百三十六番、百三十七番、百三十八番、百三十九番、百四十二番、百四十四番、百四十五番、百四十六番、百五十四番、百五十五番、百五十八番一の一部、二百番一の一部及び三・三・百三十二号一國幹線の一部

四 事務所所在地

塩竈市海岸通三番十号

五 設立認可の年月日

平成二十七年五月十九日

六 変更の内容

事業施行期間の終期を平成三十二年三月三十一日に変更する。

七 変更認可の年月日

平成二十九年二月二十日

○宮城県告示第百八十五号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消した。

平成二十九年二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

免許取消年月日	氏名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	免許取消しの理由
平成二十九年二月十五日	吉川 福三	二級建築士	第二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため

平成二十九年二月十日	高橋 一郎	二級建築士	第六百十六号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月十日	郷古 勝	二級建築士	第六百十四号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月十日	瀬戸 稔	二級建築士	第六百三号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月十日	藤原 長徳	二級建築士	第五百三十五号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月十日	吾 黄川田 忠	二級建築士	第四百八十号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月十日	高橋 興茂	二級建築士	第四百六十五号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月十日	千葉 末藏	二級建築士	第四百六十号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月十日	角張 重次	二級建築士	第三百八十一号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月十日	安齊 貞雄	二級建築士	第三百五十五号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月十日	吉田 謙	二級建築士	第三百二十五号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月十日	川田 己三	二級建築士	第三百二十一号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月十日	大友 通	二級建築士	第二百六十六号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月十日	佐藤 丹藏	二級建築士	第二百十八号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月十日	六戸 勝重	二級建築士	第二百十五号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月十日	豊田 豪	二級建築士	第二百十二号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月十日	佐藤 竹松	二級建築士	第九十五号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月十日	村上 栄吉	二級建築士	第四百号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月十日	瀧川 庄治	二級建築士	第百号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月十日	遠藤 勝雄	二級建築士	第八十七号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月十日	渡辺 勝	二級建築士	第六十二号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため

平成二十九年二月十日	小沢 夢喜	二級建築士	第六百三十六号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月十日	高野 栄之	二級建築士	第七百四十一号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月十日	阿部 要	二級建築士	第七百六十八号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月十日	村上 芳松	二級建築士	第八百五十七号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月十日	藤田 助治	二級建築士	第九百十一号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月十日	千葉 吉巳	二級建築士	第九百二十四号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月十日	庄子 喜佐	二級建築士	第九百二十七号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月十日	柴田 春藏	二級建築士	第九百七十六号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月十日	相澤 春吉	二級建築士	第一千三十三号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月十日	佐々木 廣	二級建築士	第一千五十二号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月十日	六戸 剛	二級建築士	第一千百十二号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月十日	昆野 巳吉	二級建築士	第一千百二十六号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月十日	齊藤 千吉	二級建築士	第一千百三十号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月十日	佐々木 千	二級建築士	第一千百六十五号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月十日	賀治 養助	二級建築士	第一千二百二十六号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月十日	阿部 清文	二級建築士	第一千二百四十八号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月十日	佐藤 清文	二級建築士	第一千二百五十七号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月十日	工藤 友助	二級建築士	第一千三百四十四号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月十日	伊東 武	二級建築士	第一千三百九十号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月十日	清野 寛二	二級建築士	第一千四百十五号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月十日	遊佐 勇	二級建築士	第一千四百十五号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため

平成二十九年二月十五日	鈴木 利吉	二級建築士	第二千六百七十号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月十五日	千葉 正	二級建築士	第二千六百六十号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月十五日	大藤 辰藏	二級建築士	第二千五百八十一号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月十五日	熊谷 俊雄	二級建築士	第二千五百五十八号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月十五日	熊谷 初	二級建築士	第二千五百三十八号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月十五日	衛 小山 勝兵	二級建築士	第二千四百二十四号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月十五日	郎 及川 己太	二級建築士	第二千二百九十六号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月十五日	衛 永窪 喜久	二級建築士	第二千二百七十七号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月十五日	武藏 岩吉	二級建築士	第二千二百六十六号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月十五日	高橋 勝治	二級建築士	第二千二百五十九号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月十五日	半田 栄作	二級建築士	第二千二百五十一号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月十五日	佐藤 軍記	二級建築士	第二千九十九号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月十五日	郎 鈴木 権三	二級建築士	第二千七十一号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月十五日	只野 萬	二級建築士	第二千二十七号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月十五日	太田 修也	二級建築士	第二千十四号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月十五日	千葉 藤四郎	二級建築士	第二千十三号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月十五日	荒木 喜代吉	二級建築士	第九百四十四号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月十五日	中澤 多吉	二級建築士	第七百二十四号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月十五日	大沼 勝治	二級建築士	第六百十七号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月十五日	熱海 航	二級建築士	第五百二十二号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため

公 告

○東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第五十條第二項の規定により都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九條第二項の許可があつたものとみなされた次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十九年二月二十四日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

本吉郡南三陸町歌津字伊里前七十一番二、七十一番四、七十一番五、七十一番六、七十一番七、九十七番、百番二、百三番二、百五番二、百十二番、七十一番一の一部、七十二番一の一部、七十三番一の一部、七十四番一の一部、七十五番一の一部、七十六番一の一部、七十九番二の一部、八十一番三の一部、八十二番一の一部、八十三番三の一部、八十五番一の一部、九十一番一の一部、九十二番一の一部、九十三番一の一部、九十五番一の一部、九十六番一の一部、九十六番二の一部、百番一の一部、百六十三番一の一部、百六十三番二の一部、八十一番三地先の道の一部、百十二番地先の

平成二十九年二月十五日	村上 熊雄	二級建築士	第二千七百十八号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月十五日	山尾 一弥	二級建築士	第二千八百九十号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月十五日	菅野 秀松	二級建築士	第二千九百二十三号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月十五日	多田 常男	二級建築士	第二千九百七十七号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月十五日	高山 高治	二級建築士	第三千三百三十九号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月十五日	堀越 運吾	二級建築士	第三千九百二十号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月十五日	菅野 信夫	二級建築士	第四千九百九十三号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため

<p>道の一部、九十六番一地先の水の一部、百番一柳先の水の一部（一工区、二工区） 宮三盛町</p> <p>二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）</p> <p style="text-align: center;">監査委員</p> <p>○宮城県監査委員告示第3号 地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定による本住民監査請求について、同条第4項の規定に基づき監査した結果（平成29年2月14日付けで請求人に通知）を次のとおり公表する。 平成29年2月24日</p> <p>第1 請求のあった日 平成28年12月16日</p> <p>第2 請求人 （省略）</p> <p>第3 措置請求の内容 できる限り措置請求書の原文に即して記載する。</p> <p>1 請求の要旨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ だれが 宮城県県議会会派みやぎ県民の声・鎌田さゆり議員 ・ いつ、どのような財務会計行為を行ったか ① 平成27年12月6日 桜井充議員を応援する自治体議員の会準備会会費の支払に政務活動費を充当した ② 平成28年1月26日 一般社団法人実践倫理宏正会の入会金及び会費前納金の支払に政務活動費から支出した ③ 平成27年12月12日 不忘の詩コンサートの入場料に政務活動費を充当した ・ 違法又は不当な理由 ① 平成28年7月に参議院議員選挙を控えた時期であり、その選挙へ立候補することが容易に予測できる現職議員を応援する組織の準備をする活動は広義的な選挙活動もしくは立候補予定者の後援会活動だと判断できます。 	<p>これは宮城県議会政務活動費の手引（以下「手引き」という。）6ページ、政務活動費を充当するのに適さない例に記載のある「選挙活動への支出は政務活動費を充当するのに適さない」「後援会活動への支出は政務活動費を充当するのに適さない」に該当し不当だと考えます。</p> <p>② 手引き7ページ、(3)会費として支出するのに適しない例には「個人の立場で加入している団体などに対する会費等」と記載があります。この中にはライオンズクラブやロータリークラブ等の会費も適さない例として挙げられております。一般社団法人実践倫理宏正会は多くの参加者が集う活動を行っており地域住民の声を聞く場に成りえる側面もありますが、同様の機会があるライオンズクラブやロータリークラブ等の会費への支出を適さないとしているので実践倫理宏正会の入会金及び会費前納金の支払に政務活動費を支出することは不当と考えます。</p> <p>③ 平成27年12月12日に開催された「不忘の詩コンサート」は添付の別紙にあるとおりクラシック音楽を聴く、不忘の詩を歌唱する等のコンサートイベントです。 このイベントの入場料に政務活動費を充当することは手引き6ページ、政務活動費を充当するのに適しない例に記載のある「私的経費への支出は政務活動費を充当するのに適しない」の・私的用途による観光・レクリエーション、旅行に該当し不当だと考えます。 ・ その結果どのような損害が県に生じているか 政務活動費にて支払いがされております。（合計金額7,000円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ どのような措置を求めるか 鎌田さゆり議員に対し不当に支払われた政務活動費の返還を求めます。また、政務活動費の管理監督責任のある会派みやぎ県民の声、県議会議長、宮城県知事から鎌田さゆり議員に対し不当に支払われた政務活動費の返還命令を出して頂くよう求めます。 <p>地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。</p> <p>第4 監査委員の辞退及び請求の受理等</p> <p>1 齋藤正美監査委員及び坂下賢監査委員については、本件監査を辞退したい旨の申出があり、両監査委員は、本件監査に携わっていない。</p> <p>2 本件監査請求は、法第242条第1項及び第2項で定める所定の要件を具備しているものと認め、これを受理した。</p> <p>第5 監査の実施</p> <p>1 監査の対象事項</p>
--	---

請求人が提示している、平成27年12月6日の桜井充議員を応援する自治体議員の会準備会費、平成28年1月26日の一般社団法人実践倫理宏正会の入会金及び会費並びに平成27年12月12日の不忘の詩コンサートの入場料についての政務活動費に係る鎌田さゆり議員の支出が、宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例(平成16年宮城県条例第38号。以下「条例」という。)、宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例施行規程(平成16年宮城県議会訓令甲第3号。以下「条例施行規程」という。)及び手引きで定める政務活動費を充てることができる範囲(以下「使途基準」という。)に違反するか否かについて監査を行うこととした。

2 監査対象箇所等
知事の補助執行者として平成27年度の政務活動費の会派等への交付の事務を行った議会事務局を監査対象箇所とした。

また、政務活動費に係る収支報告書及び証拠書類等の調査を行うとともに、鎌田さゆり議員及び「みやぎ県民の声」会長を、法第199条第8項の規定による関係人として調査を実施した。

3 請求人による証拠の提出及び陳述
法第242条第6項の規定に基づき請求人による証拠の提出及び陳述は、請求人からその機会を辞退する旨の意思表示があったため、実施しなかった。

第6 監査の結果
1 政務活動費充当事実の確認

監査対象箇所である議会事務局職員からの聴取り及び関係書類調査の結果、鎌田さゆり議員に係る平成27年12月6日、平成27年12月12日及び平成28年1月26日の政務活動費の支出について、次のとおり確認した。

支払月日	充当金額	支払先	算出根拠			備考
			支払金額	按分率	金額	
H27. 12. 6	2,000円	桜井充後援会会長 刀根	2,000円	100%	2,000円	桜井充議員を応援する自治体議員の会費準備会費
H27. 12. 12	3,000円	不忘の詩コンサート実行委員会	3,000円	100%	3,000円	不忘の詩コンサート入場券
H28. 1. 26	3,000円	一般社団法人実践倫理宏正会	3,000円	100%	3,000円	入会金600円、会費前納金2,400円、平成28年1月分～28年12月分
合計	8,000円		8,000円		8,000円	

2 関係人(「みやぎ県民の声」会長)に対する調査結果

「みやぎ県民の声」会長に対し、政務活動費充当の審査・確認方法や請求人の主張に対する見解を文書により調査した。できる限り回答書の原文に即して記載する。

(1) 政務活動費充当の審査・確認方法について
貴会派所属議員の政務活動費充当について、どのような審査・確認を行っていますか。
(回答)

会派においては、政務活動費経理責任者と会計担当事務員でチェックし、問題の可能性のある経理については、当該議員に差し戻し、検討していただいております。その後、幹事長が、確認をしております。

(2) 措置請求書で請求人が主張していることについて

イ 鎌田さゆり議員が、桜井充議員を応援する自治体議員の会準備会費の支払に政務活動費を充当したことについて、請求人の主張に対し、貴会派としてどのように考えますか。(請求人の主張部分省略、第3-1-①参照)
(回答)

桜井充参議院議員から国の政策や情報をいただき、自治体議員からは、議員に地域の課題等を伝え、国政及び県政に反映していくための活動であり、政務活動費としての計上は妥当であります。

ロ 鎌田さゆり議員が、一般社団法人実践倫理宏正会の入会金及び会費前納金の支払に政務活動費を充当したことについて、請求人の主張に対し、貴会派としてどのように考えますか。(請求人の主張部分省略、第3-1-②参照)
(回答)

これまでも、前職議員の計上例も有り、県政の教育分野等の意見交換が行われることから政務活動費としての計上は妥当であります。

なお、個人の資格で入会する要件については、今後会派として精査する必要があると考えます。

ハ 鎌田さゆり議員が、不忘の詩コンサートの入場料に政務活動費を充当したことについて、請求人の主張に対し、貴会派としてどのように考えますか。(請求人の主張部分省略、第3-1-③参照)
(回答)

元白石市長川井貞一氏と三枝成彰氏による、不忘山に墜落した米軍機から平和を訴える不戦の決意を訴える取り組みの対談であり、県会議員として取り組み課題であることから、政

務活動費としての計上は妥当であります。

3 関係人（鎌田さゆり議員）に対する調査結果

鎌田さゆり議員に対し、請求人の主張に対する見解を文書により調査した。できる限り回答書の原文に即して記載する。

(1) 桜井充議員を応援する自治体議員の会準備会会費の支払に政務活動費を充当したことについて、請求人の主張に対し、どのように考えますか。（請求人の主張部分省略、第3-1-1-①参照）
 (回答)

政務活動費充当妥当と判断し計上いたしました。平成27年12月6日に開かれた当該会では、選挙対策の会議、打合せとは異なり、県内自治体議員よりそれぞれの地域における課題を桜井氏に伝え、桜井氏からは国の補助制度の活用のための周知や地方議員側の情報不足等の指摘を受けました。自治体議員側からは、特に、医療等の社会福祉分野の地域間格差の問題点の指摘があり、鎌田は河川整備や教育分野等、入札不調による公的整備の遅れは、人・モノ・お金の東京集中の影響があり深刻であることなどを伝え、全体として情報交換・意見交換の会であったと認識しています。

(2) 一般社団法人実践倫理宏正会の入会金及び会費前納金の支払に政務活動費を充当したことについて、請求人の主張に対し、どのように考えますか。（請求人の主張部分省略、第3-1-1-②参照）

(回答)
 政務活動費充当妥当と判断し計上いたしました。まず、計上にあたり前職県議の計上事例をもとに参考とさせていただきます。加えて、当該会の入会については、県議として入会していること、事務所等において県政の教育分野へのご意見をお聴きしていることから計上妥当の判断をいたしました。

(3) 不忘の詩コンサートの入場料に政務活動費を充当したことについて、請求人の主張に対し、どのように考えますか。（請求人の主張部分省略、第3-1-1-③参照）
 (回答)
 政務活動費充当妥当と判断し計上いたしました。平成27年12月12日に開催された当該行事は、私的用途による観光・レクレーション、旅行には該当しません。記録簿に記載のとおり、元白石市長川井貞一氏と三枝成彰氏による対談の聴講が目的でした。終戦当時、宮城県内白石の地域で、実際に起きた不戦に向けた住民の行為・運動の継承は白石地域にとどまらず、宮城県民の多くが共有して然るべき歴史上の事実であることを認識させられた機会でした。よって、この聴講は県議として地域の県民運動、教育分野で生かすべき課題と捉え計上妥当の判断

をいたしました。

4 政務活動費充当額の一部返還事実の確認

1 「政務活動費充当事実の確認」の表のうち、平成27年12月6日付け支払に係る桜井充議員を応援する自治体議員の会準備会会費の2,000円及び平成28年1月26日付け支払に係る一般社団法人実践倫理宏正会の入会金・会費の3,000円について、平成29年1月30日付け収支報告書が修正され、同年2月1日に返還、同日付けで県が収納したことを議会事務局関係書類及び宮城県財務総合管理システムにより確認した。

第7 判断

政務活動費は、法第100条第14項及び第15項の規定を受け、条例及び条例施行規程の定めるところにより交付されており、財務会計を適正に執行し、不適正な場合には是正を求めることは知事の責務である。

法が条例等のために委ねる政務活動費については、政務活動が執行機関に対する監視機能を果たすための活動としての性格を帯びていることもあり、基本的に議会の自律を尊重し、議会自らが適正な運用を図るべきものとされている。したがって、会派等による政務活動費の支出が明らかに不適正である場合を除き、知事は、議長の判断を尊重するべきものである。

また、会派又は議員の政務活動は、県政全般に及び、その調査研究その他の活動の対象、方法も広範かつ多岐にわたるものであり、手段方法及び内容の選択に当たっては、会派又は議員の自主性及び自律性を尊重すべきであることから、会派又は議員の広範な裁量的判断に委ねられている。

条例第2条に定める別表及び条例施行規程が定めている使途基準の内容は、法第100条第14項にいう「議員の調査研究その他の活動に資するための必要な経費」を具体化したものである。手引きについては、条例及び条例施行規程に明確に位置づけられているものではないことから、法規範性を有するものとは言いえないが、条例を補完する指針として適切に運用されるべきものとして、政務活動費の対象外となる経費や、諸手続などを規定しており、具体的支出の使途基準適合性の判断に当たってより所とされるべきものであると解して監査を実施し、判断を行ったものである。

調査の対象となる事項は、法及び条例を踏まえて県議会が定めた手引きに規定する使途基準に違反した政務活動費の充当が行われたか否かである。

したがって、確認された事実を使途基準に照らして、支出に係る会派又は議員の判断に客観的な合理性が明らかに認められない場合には、「議員の調査研究及びその他の活動」としての必要性・適法性を認めることができず、知事に、返還請求の勧告を行う。

それ以外の場合は、請求に理由がないと判断する。
以上のような観点に立って判断した結果を以下に記載する。

県が支出した平成27年度の政務活動費に係る会派の支出の中の鎌田さゆり議員に交付された政務活動費のうち、請求人が指摘している平成27年12月6日付け支払に係る桜井充議員を応援する自治体議員の会準備会会費の2,000円及び平成28年1月26日付け支払に係る一般社団法人実践倫理宏正会の入会金・会費の3,000円については、収支報告書の修正手続を経て全額返還されたことにより、違法又は不当な支出という事実を認めることはできない。

したがって、平成27年12月12日付け支払に係る「不忘の詩コンサート」の入場料について、以下判断する。

入場料に係る経費については、条例第2条第2項において、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする」と定め、別表では以下のように定めている。

	調査研究費	研修費
条例第2条別表	会派又は議員が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費	1 会派又は議員が行う研修会、講演会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費 2 団体等が開催する研修会（視察を含む。）、講演会等への議員及び会派又は議員の雇用する職員の参加に要する経費

手引きでは、「Ⅱ 政務活動費交付の実務」、「3 政務活動費を充てることができる経費の範囲」、「1 経費と内容」、「① 条例第2条別表と主な例」において、次のように定めている。

	調査研究費	研修費
手引きⅡ-3-(1)経費と内容① 条例第2条別表と主な例 p.4	資料印刷費、委託費、文書通信費、交通費、宿泊費等	1 会場費、機材借上費、講師謝金、会費、文書通信費、交通費、宿泊費等 2 研修参加費、文書通信費、交通費、宿泊費等

同「②政務活動費の運用についての考え方」において、次のように定めている。

	調査研究費	研修費
--	-------	-----

手引きⅡ-3-(1)経費と内容②政務活動費の運用についての考え方 p.5

- ・所属議員も含むこととし、議員が主体的に行う会派の活動に対する支援を行うことも可能とする（他の経費についても同じ）。
- ・「地方行財政等」の「等」には国政に関する事項なども含むものである。
- ・「調査研究（視察を含む。）」とし、調査研究のための視察も含むことを明確にした。
- ・調査委託には、外部の研究機関等に対する委託と会派構成議員に対する委託が含まれる。
- ・「共同開催を含む。」とは、会派と会派、会派と団体（企業・学校）、会派と個人などが想定される。
- ・会派が開催主体となる場合に会費には共催団体等への分担金、年会費等を含む。
- ・会派が開催主体となる研修に視察が含まれていないのは、基本的には調査研究費で対応することを想定したことによる。
- ・団体等が開催する研修会等に会派が参加する場合には、研修に伴い実施される視察も対象となることを明確にした。
- ・研修は個人としての資質向上に資するものであり、代理に馴染まない一般的な考えられるが、職員自身の資質向上が会派の政策立案等に反映されることとなるので、会派の雇用する職員の参加を明文化した。
- ・「研修会、講演会等」の「等」には、シンポジウム、セミナー、講座などを含むものである。

同「②政務活動費を充当するのに適しない例」において、次のように定めている。

手引きⅡ-3-(2)政務活動費を充当するのに適しない例 p.6	<p>◇ 政党活動への支出は政務活動費を充当するのに適しない。</p> <p>例） 党大会への出席</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県連（政党等）活動 ・ 政党構成員として招待された式典、会合への出席 ・ 政党の広報紙、パンフレット、ビラ等の印刷、発送等の経費 ・ 政党組織の事務所の設置維持経費（人件費を含む） ・ 党大会費助金、党大会参加費、党大会参加旅費等 ・ 政党の役員経費（専従役員に対する給与、各種手当等）等政党の経費 <p>◇ 選挙活動への支出は政務活動費を充当するのに適しない。</p> <p>例） 衆・参議院選挙や首長・地方議員選挙等に当たっての各種団体への</p>
---------------------------------	---

支援依頼活動、選挙ポスター作成

- ・ 上記以外の選挙関係に係る経費、選挙活動費（公認推薦料、陣中見舞い等）

◇ 後援会活動への支出は政務活動費を充当するのに適しない。

- 例） 後援会の広報紙、パンフレット、ポスター等の印刷、発送等の経費
- 後援会活動としての報告会等の開催経費

◇ 私的経費への支出は政務活動費を充当するのに適しない。

- 例） 団体会員や経営者としての資格など個人としての社会的地位により招待された式典、会合への出席
- 慶弔儀別費等（病氣見舞い、香典、祝金、儀別、寸志、中元、歳暮等の費用、慶弔電報、年賀状等時候の挨拶状の購入または印刷等の経費）
- 冠婚葬祭などの出席（葬儀、結婚式、祭祀・祭礼等）
- 宗教活動（檀家総代会、報恩講、宮参り等）
- 私的用途による観光、レクリエーション、旅行
- 観陸会、レクリエーション等への参加のための経費

請求人は、「不忘の詩コンサート」は「クラシック音楽を聴く、不忘の詩を歌唱する等のコンサートイベント」であり、手引きⅡ-3-(2)政務活動費を充当するのに適しない例に掲げる「私的用途による観光、レクリエーション、旅行」に当たるとしている。

このことについて、「みやぎ県民の声」は、第6の2(2)ハの調査結果において、「元白石市長川井貞一氏と三枝成彰氏による、不忘山に墜落した米軍機から平和を訴える不戦の決意を訴える取組の対談であり、県議員として取り組む課題であることから、政務活動費としての計上は妥当」であるとしている。

鎌田さゆり議員は、第6の3(3)の調査結果において、「記録簿に記載のとおり、元白石市長川井貞一氏と三枝成彰氏による対談の聴講が目的でした。終戦当時、宮城県内白石の地域で、実際に起きた不戦に向けた住民の行為・運動の継承は白石地域にとどまらず、宮城県民の多くが共有して然るべき歴史上の事実であることを認識させられた機会でした。よって、この聴講は県議として地域の県民運動、教育分野で生かすべき課題と捉え計上妥当の判断をいたしました」としている。

また、平成29年1月23日付けで、当初の「政務活動費収支報告書」に添付漏れがあったとして、「不忘の詩コンサート」入場料への政務活動費充当に関しての「政務活動実績報告書（政務活動記録簿）」が県議会議長に提出されたが、この「政務活動実績報告書（政務活動記録簿）」では、「立憲・平和主義、不戦の尊さについてのシンポジウム視聴のため」とし、活動内容を「前白石市長川井貞一氏と映画音楽作曲家三枝成彰氏の対談シンポジウムを視聴。紛争に介入するこ

との不条理さを再認識」としている。

「不忘の詩コンサート」の題名になっている「不忘の詩」は、先の大戦の終戦直前に蔵王連峰不忘山等に米軍爆撃機3機が墜落した史実を基に、「憲法九条を守る首長の会」という団体を結成して活動している川井貞一氏が作詞した曲である。

平成27年12月12日に行われた「不忘の詩コンサート」は、第一部に題名とは関係の薄い楽曲の演奏もあるものの、第二部として、「不忘の詩と憲法9条」と題して、同氏と「不忘の詩」を作曲した三枝成彰氏による、平和の問題を取り上げていることから、「不忘の詩」歌唱が組まれている。また、催し全体の題名として「不忘の詩」を冠していることから、全体として平和を考える催しであり、講演会あるいはシンポジウムの類であると認められる。

手引きⅡ-3-(1)-②政務活動費の運用についての考え方」において、条例別表「研修費」の内容の「【研修会、講演会等】の『等』」には、シンポジウム、セミナー、講座などを含むものである。」としている。

したがって、「不忘の詩コンサート」は、政務活動費の対象である条例別表「研修費」の「研修会、講演会等」に該当する。

なお、「不忘の詩」との関係が薄い楽曲の演奏等である第一部は、「研修会、講演会等」には当たらないから政務活動費の充当において除外するべきとする考え方もあり得る。

しかしながら、第一部に参加せず、第二部だけに参加した場合も入場料は割引されるものではなく、入場料全額を支払わなければ対談の聴講という政務活動を行うことができないものであることから、全体を不可分のものとして、全額に政務活動費を充当したことが不適当であったとは言えない。

以上のことから、本件入場料の支払に政務活動費を充当することが違法または不当であるとは言えない。

よって、請求人の主張には理由がないので棄却する。

付言

政務活動自体は議員個人の問題意識に基づき自由な活動が認められるものであり、一方でそれらに政務活動費を充当することについては、原資が公金である以上、一定の制約があると言わざるえない。各議員が政務活動費充当の妥当性について、県民に対し説明責任を果たすことが求められる。

議会改革推進会議において、政務活動費に係る様々な検討がなされている中で、県民に疑念を抱かれることのないよう、「会費」等の使途基準の一層の明確化に努めるとともに制度の趣旨に則り、政務活動費が適正に執行されるよう議会を挙げて取り組むことを期待する。

○宮城県監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定による本住民監査請求について、同条第4項の規定に基づき監査した結果（平成29年2月14日付けで請求人に通知）を次のとおり公表する。
平成29年2月24日

宮城県監査委員 工 藤 鏡 子
宮城県監査委員 成 田 由 加 里

第1 請求のあった日
平成28年12月16日

第2 請求人
（省略）

第3 措置請求の内容

できる限り措置請求書の原文に即して記載する。

1 請求の要旨

・ だれが

宮城県県議会会派・日本共産党宮城県県会議員団（以下「日本共産党県会議員団」という。）

・ いつ、どのような財務会計行為を行ったか

いつ……平成27年4月から平成28年3月までの各日（詳細は下記及び添付資料参照）

どのような……人件費支払い

・ 違法又は不当な理由

平成27年4月から平成28年3月にかけて事務局員の人件費を按分率90%として総額7,524,397

円支出しています。日本共産党県会議員団の事務所は日本共産党仙台市議団と共有し政務活動

とその他活動での使用もあることから按分率25%としております。つまり、その事務所に勤務

する事務員も同様の勤務内容と推定し政務活動費の負担を按分すべきであるにも関わらず按分

率は90%としております。

また日本共産党県会議員団提出の資料（平成27年4月の領収書等添付票）には「事務局員の

仕事は議員とともに県内外の視察、調査活動、議会対策に携わるほか、県民の相談業務、広報

資料作成、その他の政務活動に関わる諸実務を担当している」とあります。議員が行う視察、

調査活動、県民の相談業務は全てが政務活動となるものではなく、議員活動や議員の個人的活

動も含まれる場合があります。そして県民の相談業務は政党活動として行われることもあり、

上記理由からも按分率が不当であることは明白です。

宮城県議会政務活動費の手引（以下「手引き」という。）17ページ、人件費・事務所費等の

按分の考え方には「事務所職員を政務活動に従事させている場合、政務活動に従事する平均時間、日数等で按分する。なお、日誌等での勤務時間の実態により、それに見合う人件費を支出すべきと考えるが、季節、政務活動に従事する内容によってバラツキがあるので、負担割合を2分の1以内とする考えもある」[政務活動専従職員、議員個人が政務活動のために雇った職員は全額充当できるが、勤務実態の把握など慎重な取り扱いが必要と思われる。]とありますが、完全に専従ではない事は上記のとおり平成27年4月の領収書等添付票で記載があり、また勤務内容についても前述の添付票に一方的な記載しかなく、その勤務実態を証明出来ておらず、90%の按分率は不当であると考えます。

しかもこの人件費は全て日本共産党宮城県委員会（以下「日本共産党県委員会」という。）へ支払いがされております。一般的に人材派遣や業務委託契約は経済活動・利益活動として行われるものですから日本共産党は利益を受け取っていると推定されます。その利益が原資となり政務活動が展開されるのであれば政務活動費の充当は著しく不当です。これは手引き6ページ、政務活動費を充当するのに適しない例の「政党活動への支出は政務活動費を充当するのに適しない」に該当します。

その結果どのような損害が県に生じているか
政務活動費にて支払いがされております。（人件費合計7,524,397円）支払先が国政政党の支部の為、全額が不当です。

万が一、政党支部への支払いが認められるのであれば適正な按分率を25%として計算し(2,090,110円)、その差額5,434,287円が不当に支払われた金額です。

・ どのような措置を求めるか

日本共産党県会議員団に対し不当に支払われた政務活動費の返還を求めます。また、政務活動費の管理監督責任のある県議会議長、宮城県知事から宮城県県議会会派・日本共産党県会議員団に対し不当に支払われた政務活動費の返還命令を出して頂くよう求めます。

・ 補足

今回の不当な政務活動費支出の事実が宮城県及び宮城県議会がホームページ等で日常的に公開している資料や文章では発見出来ない状態でした。請求人がこの不当な支出の事実を知ったのは添付資料を情報公開請求した平成28年10月であり、最短で準備し本書を提出出来る期日が本提出日でした。これは地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第2項の正当な理由にあたるものとして取り扱われ、請求の要旨の全てが監査の対象となりますよう、宮城県監査委員の皆様へ求めます。

法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

<p>第4 監査委員の辞退及び請求の受理等</p> <p>1 藤澤正美監査委員及び坂下賢監査委員については、本件監査を辞退したい旨の申出があり、両監査委員は、本件監査に携わっていない。</p> <p>2 本件監査請求は、法第242条第1項及び第2項で定める所定の要件を具備しているものと認め、これを受理した。</p> <p>第5 監査の実施</p> <p>1 監査の対象事項</p> <p>請求人が摘示している、平成27年4月から平成28年3月までの政務活動費（人件費）に係る日本共産党県会議員団の支出が、宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例（平成16年宮城県条例第38号。以下「条例」という。）、宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例施行規程（平成16年宮城県議会訓令第3号。以下「条例施行規程」という。）及び手引きで定める政務活動費を充てることができる範囲（以下「使途基準」という。）に違反するか否かについて監査を行うこととした。</p> <p>2 監査対象箇所等</p> <p>知事の補助執行者として平成27年度の政務活動費の会派等への交付の事務を行った議会事務局を監査対象箇所とした。</p> <p>また、政務活動費に係る収支報告書及び証拠書類等の調査を行うとともに、日本共産党県会議員団長を、法第199条第8項の規定による関係人として調査を実施した。</p> <p>3 請求人による証拠の提出及び陳述</p> <p>法第242条第6項の規定に基づく請求人による証拠の提出及び陳述は、その機会を設けることについての文書照会に対して、請求人から意思表示がなかったため、実施しなかった。</p> <p>第6 監査の結果</p> <p>1 政務活動費充当事実の確認</p> <p>監査対象箇所である議会事務局職員からの聴取り及び関係書類調査の結果、日本共産党県会議員団に係る平成27年4月から平成28年3月までの政務活動費（人件費）の支出について、別紙のとおり確認した。</p> <p>2 関係人（日本共産党県会議員団長）に対する調査結果</p> <p>日本共産党県会議員団長に対し、住民監査請求書に係る事実関係や請求人の主張に対する見解を文書により調査した。できる限り回答書の原文に即して記載する。</p> <p>(1) 住民監査請求書に係る事実関係について</p> <p>イ 政務活動費を充当した事務局員の平成27年度の勤務（雇用）実態を教えてください。</p>	<p>(回答)</p> <p>当議員団は会派又は議員の政務活動を補助する事務局員を県議会控室に配置するため、日本共産党県委員会と覚書を交わし、日本共産党県委員会から2015年4月1日から2016年2月1日まで2人、同年2月2日から3月31日まで3人の職員出向を受けできた。</p> <p>事務局員の勤務時間は原則月曜日から金曜日までの週5日間（祝日は休日）、午前9時30分から午後5時まで（休憩1時間）としてきた。</p> <p>勤務状況は別紙出勤簿の記録を参照されたい。</p> <p>ロ 日本共産党県委員会の職員を会派の専従事務局員としている考え方を教えてください。</p> <p>また、日本共産党県委員会との覚書の内容を教えてください。</p> <p>(回答)</p> <p>当議員団は事務局員を配置するに当たっては、会派又は議員の政務活動の中でとくに調査研究に従事できる人材を必要とし、政策的力量を持った日本共産党員を配置することとしている。そのために、日本共産党県委員会と協議し、人選を行っている。</p> <p>しかし、過去に当議員団として直接雇用する形態を検討した際に、社会保険事務所から事業所として認定されず、社会保険に加入できないという指摘を受けた。そこで当議員団と日本共産党県委員会の間で覚書を交わし、日本共産党県委員会職員を当議員団に出向させることとしたものである。</p> <p>言うまでもなくこの出向は、日本共産党県委員会職員の身分を維持したまま、業務命令によって当議員団の業務に従事し、給与は日本共産党県委員会が支払い義務を持ち、職員に対する業務上の指揮命令権は当議員団が有するというものである。</p> <p>覚書では、「目的」で出向の位置づけと「県議会議員の政務活動の補助にあたる」ことを明記するとともに、「出向者名」、「出向期間」、「出向先および所在地」、「勤務等」就業時間等の勤務に関する事項、「賃金および賞与」等12項目についての確認事項を明記している（提出資料イ）。</p> <p>(2) 住民監査請求書で請求人が主張していることについて</p> <p>イ 請求人は「日本共産党県会議員団の事務所は日本共産党仙台市議団と共有し政務活動とその他活動での使用もあることから按分率を25%としております。つまり、その事務所に勤務する事務局員も同様の勤務内容と推定し政務活動費の負担を按分すべきであるにも関わらず按分率は90%としております。」と主張しています。</p> <p>この主張に対し、どのように考えますか。</p> <p>(回答)</p>
---	--

請求人には事実誤認がある。2015年4月から2016年3月までの人件費7,524,397円は、収支報告書や領収書等添付票でも明らかなように「県議会控室に配置する事務局員」分であり、日本共産党仙台市議団と共同で使用する事務所での人件費支出の事実はない。

ロ 請求人は「日本共産党県会議員団提出の資料（平成27年4月の領収書等添付票）」には「事務局員の仕事は議員とともに県内外の視察、調査活動、議会対策に携わるほか、県民の相談業務、広報資料作成、その他の政務活動に関わる諸実務を担当している」とあります。議員が行う視察、調査活動、県民の相談業務は全てが政務活動となるものではなく、議員活動や議員の個人的活動も含まれる場合があります。そして県民の相談業務は政党活動として行われることもあり、上記理由からも按分率が不当であることは明白です。」と主張しています。この主張に対し、どのように考えますか。

(回答)

当議員団は県議会控室を政務活動を行う拠点と位置づけている。その上で、事務局員は県議会控室を中心に「議員とともに県内外の視察、調査活動、議会対策に携わるほか、県民の相談業務、広報資料作成、その他の政務活動に関わる諸実務を担当」としている。

条例では、政務活動費を充てることができる経費の範囲を「会派及び議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動」（第2条）と規定している。当議員団の事務局員の仕事はまさにこの規定に基づく仕事に専念しているため、問題があるとは考えていない。

ハ 請求人は「手引き17ページ、人件費・事務所費等の按分の考え方には『事務所職員を政務活動に従事させている場合、政務活動に従事する平均時間、日数等で按分する。なお、日誌等での勤務時間の実態により、それに見合う人件費を支出すべきと考えるが、季節、政務活動に従事する内容によってバラツキがあるので、負担割合を2分の1以内とする考えもある』『政務活動専従職員、議員個人が政務活動のために雇用した職員は全額充当できるが、勤務実態の把握など慎重な取り扱いが必要と思われる。』とありますが、完全に専従ではない事は上記のとおり平成27年4月の領収書等添付票で記載があり、また勤務内容についても前述の添付票に一方的な記載しかなく、その勤務実態を証明出来ておらず、90%の按分は不当であると考えます。」と主張しています。

(回答)

これまで述べたように、県議会控室に配置している事務局員は、基本的に政務活動専従職

員としての位置づけを持っている。

ただし、それ以外にも、日本共産党県委員会の職務を行うことがひと月に数%あることから、その実態に即して給与の1割を日本共産党県委員会から支出している。

なお、勤務実態については、2016年2月から事務局員を3人に増やしたのを機に、より厳格、正確に記録するために、仕事内容や勤務時間を細かく記録するようにしている（提出資料口）。

ニ 請求人は「人件費は全て日本共産党県委員会へ支払いがされており、一般的に人材派遣や業務委託契約は経済活動・利益活動として行われるものですから日本共産党は利益を受け取っていると推定されます。その利益が原資となり政党活動が展開されるのであれば政務活動費の充当は著しく不当です。これは手引き6ページ、政務活動費を充当するのに適しない例の『政党活動への支出は政務活動費を充当するのに適しない』に該当します。」と主張しています。この主張に対し、どのように考えますか。

(回答)

事務局員の人件費は、日本共産党県委員会との覚書に基づき、「出向者の賃金および賞与は、甲（日本共産党県委員会）の規定により、甲が出向者に対し直接支給し、甲は乙（当議員団）に対し政務活動にかかるとする人件費分を請求するものとする。なお、1（目的）で規定した『政務活動の補助』以外の業務にも携わることから、賃金の十分の一相当は甲が負担する」としている。このことから、政務活動費からの支出（人件費の9割）は全額事務局員にわたっており、日本共産党県委員会が利益を得ている事実はない。このことは、別紙賃金関係資料および毎月の領収書等添付票からも明らかである。

(3) 提出資料（添付省略）

イ 覚書

ロ 出勤簿・業務日誌

ハ 人件費に係る2015年度（平成27）政務活動費・毎月支出報告書及び領収書等添付票

ニ 給与支払い一覧表・政務活動費按分表

ホ 給与支払い内訳

第7 判断

政務活動費は、法第100条第14項及び第15項の規定を受け、条例及び条例施行規程の定めるところにより交付されており、財務会計を適正に執行し、不適正な場合には是正を求めることは知事の責務である。

報 告 書

法が条例等のために委ねる政務活動費については、政務活動が執行機関に対する監視機能を果たすための活動としての性格を帯びていることもあり、基本的に議会の自律を尊重し、議会自らが適正な運用を図るべきものとされている。したがって、会派等による政務活動費の支出が明らかに不適正である場合を除き、知事は、議長の判断を尊重するべきものである。

また、会派又は議員の政務活動は、県政全般に及び、その調査研究その他の活動の対象、方法も広範かつ多岐にわたるものであり、手段方法及び内容の選択に当たっては、会派又は議員の自主性及び自律性を尊重すべきであることから、会派又は議員の広範な裁量的判断に委ねられている。

条例第2条に定める別表及び条例施行規程が定めている使途基準の内容は、法第100条第14項にいう「議員の調査研究その他の活動に資するための必要な経費」を具体化したものである。手引きについては、条例及び条例施行規程に明確に位置づけられているものではないことから、法規制性を有するものとは言いえないが、条例を補完する指針として適切に運用されるべきものとして、政務活動費の対象外となる経費や、諸手続などを規定しており、具体的支出の使途基準適合性の判断に当たってより所とされるべきものであると解して監査を実施し、判断を行ったものである。

調査の対象となる事項は、法及び条例を踏まえて県議会が定めた手引きに規定する使途基準に違反した政務活動費の充当が行われたか否かである。

したがって、確認された事実を使途基準に照らして、支出に係る会派又は議員の判断に客観的な合理性が明らかに認められない場合には、「議員の調査研究及びその他の活動」としての必要性・適法性を認めることができず、知事に、返還請求の勧告を行う。

それ以外の場合は、請求に理由がないと判断する。

以上のような観点に立って判断した結果を以下に記載する。

1 政務活動費における人件費の使途基準について

人件費については、条例第2条第2項で「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができる」と定め、別表では以下のように定めている。

経 費	内 容
人 件 費	会派又は議員が行う政務活動を補助する職員を雇用する経費

そして、手引きⅡ-3政務活動費を充てることができる経費の範囲(1)経費と内容①条例第2条別表と主な例において、次のように定めている。

経 費	内 容	主 な 例
人 件 費	会派又は議員が行う政務活動を補助する職員を雇用する経費(生計を一にする親族を雇用する場合を除く。)	給料, 手当, 社会保険料, 賃金等

また、同②政務活動費の運用についての考え方において、次のように定めている。

経 費	考 え 方
人 件 費	政務活動に資するための人件費である。

なお、手引きⅡ-3-(2)政務活動費を充当するのに適しない例において、次のように定めている。

◇ 政党活動への支出は政務活動費を充当するのに適しない。
例) ・ 党大会への出席
・ 県連(政党等)活動
・ 政党権成員として招待された式典、会合への出席
・ 政党の広報紙、パンフレット、ビラ等の印刷、発送等の経費
・ 政党組織の事務所を設置維持経費(人件費を含む)
・ 党大会賛助金、党大会参加費、党大会参加派費等
・ 政党の役員経費(専従役員に対する給与、各種手当等)等政党の経費(以下略)

さらに、手引きⅡ-3-(4)使途項目ごとの具体例において、次のように定めている。

経 費	具 体 例
人 件 費	○会派又は議員が行う政務活動を補助する職員を雇用する経費(生計を一にする親族を雇用する場合を除く。) ① 政務活動を補助する職員を常時又は臨時に雇用 職員給料, 各種手当, 社会保険料, 臨時職員賃金等

そして、手引きⅡ-3-(5)費目別の充当指針において、次のように定めている。

経 費	内 容
人 件 費	<p>政務活動の補助業務のために雇用した職員の人件費には、従事している実態に応じて政務調査費を充当することができる。ただし、生計を一にする親族を雇用する場合は対象外とする。</p> <p>人件費に政務活動費を充当する場合は、雇用実態が客観的に確認できる証拠書類（雇用契約書、協定書（覚書）、勤務実績、毎月の支払い等）を適切に整理しておく必要がある。</p> <p>党派又は議員が、事務所職員に政務活動の補助業務のほか、それ以外の業務（政務活動や後援会活動等）も兼ねて従事させている場合には、勤務実績表（業務日誌）に基づく勤務時間により按分して充当するか、政務活動に従事した割合（平均時間、日数等）で按分して充当する必要がある。</p> <p>なお、明確に按分割合が算出できない場合は、2分の1を超えない範囲で充当できるものとする。</p> <p>【証拠書類】 給与支払明細書又は受領書</p>

また、手引きⅡ-4支出における留意事項(3)按分による支出において、次のように定めている。

- ① 按分の必要性
 党派又は議員の活動は、議会活動、政党活動、選挙活動等と多彩であり、一つの活動が政務活動と他の活動の画面を有し、渾然一体となっていることが多い。
 このことから、活動に要した費用の全額に政務活動費を充当することが、不適当な場合には、使用面積や活動実績などの合理的な方法によって按分処理し、その積算根拠を明確にしておく必要がある。
- ② 按分の方法
 イ (略)
 ロ 活動実績割合等による按分例（事務所費、事務費、人件費、広報費など）

$$\frac{\text{政務活動(A\%)} + \text{議員(後援会等)活動(B\%)} + \text{政党・政治団体活動(C\%)} + \text{その他活動(D\%)}}{\text{按分割合が明確にできない場合}} \times \text{2分の1以下で按分する。}$$

$$\frac{\text{按分方法の参考例(抄)}}{\text{人件費}} \times \text{2分の1を超えない場合}$$

○事務所職員を政務活動に従事させている場合
 事務所職員を政務活動に従事させている場合、政務活動に従事する平均時間、日数等で按分する。
 なお、日誌等での勤務時間の実態により、それに見合う人件費を支出すべきと考えらる。

が、季節、政務活動に従事する内容によってバラツキがあるので、負担割合を2分の1以内とする考えもある。

○政務活動専従職員
 議員個人が政務活動のために雇用した職員は全額充当できるが、勤務実態の把握など慎重な取り扱いが必要と思われる。

2 政務活動費の充当率を25%とすべきであるとの主張について
 請求人は、「日本共産党県会議員団の事務所は日本共産党仙台市議団と共有し政務活動とその他活動での使用もことから按分率を25%としております。つまり、その事務所に勤務する事務員も同様の勤務内容と推定し政務活動費の負担を按分すべきであるにも関わらず按分率は90%としております。」とし、事務局員の人件費における政務活動費の充当率を25%とすべきであると主張している。

このことについて、日本共産党県会議員団は、第6の2(2)イの調査結果において、「県議会控室に配置する事務局員分であり、日本共産党仙台市議団と共同で使用する事務所での人件費支出の事実はない。」と回答している。

請求人が、「日本共産党仙台市議団と共有」しているとする日本共産党県会議員団の事務所は、住民監査請求書に添付された日本共産党宮城県県会議員団の支出報告書中で「事務所費」として家賃を按分率25%で計上している「本町事務所」であると認められる。

一方、第6の2の調査結果の回答に添付して提出された、日本共産党県委員会と日本共産党県会議員団の間で交わされた覚書及び出勤簿・業務日誌から、本件人件費に係る事務局員の勤務場所は、県議会控室であると認められる。

よって、請求人の主張には誤認があると認められる。

3 90%の按分は不当であるとの主張について
 請求人は、「日本共産党県会議員団提出の資料（平成27年4月の領収書等添付票）には『事務局員の任事は議員とともに県内外の視察、調査活動、議会対策に携わるほか、県民の相談業務、広報資料作成、その他の政務活動に関わる諸実務を担当している』とあります。議員が行う視察、調査活動、県民の相談業務は全てが政務活動となるものではなく、議員活動や議員の個人的活動も含まれる場合があります。そして県民の相談業務は政党活動として行われることもあり、上記理由からも按分率が不当であることは明白です。」とし、「手引き17ページ、人件費・事務所費等の按分の考え方には『事務所職員を政務活動に従事させている場合、政務活動に従事する平均時間、日数等で按分する。なお、日誌等での勤務時間の実態により、それに見合う人件費を支出すべきと考えらるが、季節、政務活動に従事する内容によってバラツキがあるので、負担割合を2分

の1以内とする考えもある』『政務活動専従職員、議員個人が政務活動のために雇用した職員は全額充当できるが、勤務実態の把握など慎重な取り扱いが必要と思われる。』とありますが、完全に専従ではない事は上記のとおり平成27年4月の領収書等添付票で記載があり、また勤務内容についても前述の添付票に一方的な記載しがなく、その勤務実態を証明出来ておらず、90%の扱分は不当であると考えます。」と主張している。

このことについて、日本共産党県会議員団は、第6の2(2)ロの調査結果において、「当該議員団は県議会控室を政務活動を行う拠点と位置づけている。その上で、事務局員は県議会控室を中心に『議員とともに県内外の視察、調査活動、議会対策に携わるほか、県民の相談業務、広報資料作成、その他の政務活動に関わる諸実務を担当』している。条例では、政務活動費を充てることができる経費の範囲を『党派及び議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動』(第2条)と規定している。当該議員団の事務局員の仕事はまさにこの規定に基づく仕事に専念しているので、問題があるとは考えていない。」と回答している。

また、第6の2(2)ハの調査結果において、「県議会控室に配置している事務局員は、基本的に政務活動専従職員としての位置づけを持っている。ただし、それ以外にも、日本共産党県委員会の職務を行うことがひと月に数%あることから、その実態に即して給与の1割を日本共産党県委員会から支出している。なお、勤務実態については、2016年2月から事務局員を3人に増やしたのを機に、より厳格、正確に記録するために、仕事内容や勤務時間を細かく記録するようにしている(提出資料ロ。)」と回答している。

党書では、事務局員は、日本共産党県会議員団に所属する県議会議員の政務活動の補助に当たることとしており、出勤簿・業務日誌に記載された業務内容に政務活動以外の業務は見当たらない。

また、出勤簿・業務日誌の記載によると、県議会控室での政務活動補助の勤務は、おおよそ月130時間から170時間までである一方で、「午前中は仙台市対策委員会に出席」、「党務のため早退」、「党務のため遅刻」等の記載が散見されることから、事務局員が合計数時間程度、政務活動に従事した月もあると認められる。

ところで、手引きⅡ-4-(3)「按分による支出」において、按分による支出の考え方を示しており、人件費についての原則は、活動割合による按分としている。事務局員の活動割合については、上に述べたとおり、月によって変動があるものの、日本共産党県会議員団が主張するとおり、政務活動が数%あると考えられ、90%以上が政務活動であるところ、90%で按分しており、手引

きに違反するとは言えない。

以上のことから、本件支出は手引きに違反して明らかに違法又は不当であると認められるものとは言えない。

4 政務活動への支出であるため、全額が不当であるとの主張について

請求人は、「人件費は全て日本共産党県委員会へ支払いがされております。一般的に人材派遣や業務委託契約は経済活動・利益活動として行われるものですから日本共産党は利益を受け取っていると推定されます。その利益が原資となり政務活動が展開されるのであれば政務活動費の充当は著しく不当です。これは手引き6ページ、政務活動費を充当するのに適しない例の『政務活動への支出は政務活動費を充当するのに適しない』に該当します。」とし、支出先が日本共産党県委員会のため、全額が不当であると主張している。

このことについて、日本共産党県会議員団は、第6の2(2)ニの調査結果において、「事務局員の人件費は、日本共産党県委員会との覚書に基づき、『出向者の賃金および賞与は、甲(日本共産党県委員会)の規定により、甲が出向者に対し直接支給し、甲は乙(当該議員団)に対し政務活動にかかると見られる人件費を請求するものとする。なお、1(目的)で規定した『政務活動の補助』以外の業務にも携わることから、賃金の十分の一相当は甲が負担する』としている。このことから、政務活動費からの支出(人件費の9割)は全額事務局員にわたっており、日本共産党県委員会が利益を得ている事実はない。このことは、別紙賃金関係資料および毎月の領収書等添付票からも明らかである。」と回答している。

第6の2の調査結果の回答に添付された資料により、県議会控室に勤務する事務局員の給与を整理集計した結果は、別紙「日本共産党宮城県県会議員団に係る政務活動費(人件費)支出一覧」のとおりであり、日本共産党県会議員団から日本共産党県委員会に支出した人件費の全額が、日本共産党県委員会が当該事務局員に支払う給与に含まれているので、政務活動費を原資とした利益が、日本共産党県委員会に残ることはない。

以上のことから、本件支出が使途基準に反して明らかに違法又は不当であると認められるものとは言えない。

したがって、請求人の主張には理由がないので棄却する。

別紙

日本共産党宮城県議員団に係る政務活動費（人件費）支出一覧

（単位：円）

年度	月	人件費	内			算出根拠			備考
			支払月日	金額	支払先	給与	按分率	金額	
27	4月	539,874	H27. 4. 30	539,874	日本共産党宮城県委員会	599,861	90%	539,874	給与4月2人分
	5月	539,874	H27. 5. 29	539,874	日本共産党宮城県委員会	599,861	90%	539,874	給与5月2人分
	6月	539,874	H27. 6. 30	539,874	日本共産党宮城県委員会	599,861	90%	539,874	給与6月2人分
	7月	539,874	H27. 7. 31	539,874	日本共産党宮城県委員会	599,861	90%	539,874	給与7月2人分
	8月	1,079,306	H27. 8. 5	539,432	日本共産党宮城県委員会	599,369	90%	539,432	夏季手当2人分
			H27. 8. 31	539,874	日本共産党宮城県委員会	599,861	90%	539,874	給与8月2人分
	9月	539,874	H27. 9. 30	539,874	日本共産党宮城県委員会	599,861	90%	539,874	給与9月2人分
	10月	455,894	H27. 10. 30	455,894	日本共産党宮城県委員会	599,861	76%	455,894	給与10月2人分（按分率90%×85%=76%） ※42日中6日党県委員会の業務に従事（36/42=85%）
	11月	215,949	H27. 11. 12	215,949	日本共産党宮城県委員会	239,944	90%	215,949	給与11月2人分（1日～12日分）日割計算（12/30）
	計	4,450,519		4,450,519		5,038,340		4,450,519	
	12月	998,863	H27. 11. 30	323,924	日本共産党宮城県委員会	359,917	90%	323,924	給与11月2人分（13日～30日分）日割計算（18/30）
			H27. 12. 25	135,065	日本共産党宮城県委員会	600,289	90%	135,065	冬季手当2人分 ※充当期間11月13日～12月31日分 1/4を追加
H27. 12. 28			539,874	日本共産党宮城県委員会	599,861	90%	539,874	給与12月2人分	
H28. 1. 29			541,167	日本共産党宮城県委員会	601,297	90%	541,167	給与1月2人分	
H28. 2. 29			766,924	日本共産党宮城県委員会	852,138	90%	766,924	給与2月3人分	
3月	766,924	H28. 3. 31	766,924	日本共産党宮城県委員会	852,138	90%	766,924	給与3月3人分	
計	3,073,878		3,073,878		3,865,640		3,073,878		
合計	7,524,397		7,524,397		8,903,980		7,524,397		

報 告 書 公 報 城 野

○宮城県監査委員告示第5号
 地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により平成28年9月
 から12月までに実施した一般会計及び特別会計に係る定期監査の結果は次のとおりです。
 平成29年2月24日

1 監査実施機関及び監査実施日
 監査実施機関
 ○総務部
 地方機関
 大河原県税事務所（選挙管理委員会大河原地方支局を含む。）
 塩釜県税事務所（選挙管理委員会塩釜地方支局を含む。）
 東部県税事務所（選挙管理委員会東部地方支局を含む。）
 東部県税事務所登米地域事務所
 消防学校
 ○震災復興・企画部
 地方機関
 東京事務所
 環境生活部
 地方機関
 食肉衛生検査所
 動物愛護センター
 ○保健福祉部
 地方機関
 仙南保健福祉事務所
 仙台保健福祉事務所
 北部保健福祉事務所
 北部保健福祉事務所栗原地域事務所
 東部保健福祉事務所

宮城県監査委員 齋 藤 正 美
 宮城県監査委員 坂 下 賢
 宮城県監査委員 工 藤 鏡 子
 宮城県監査委員 成 田 由 加里

監査実施日

11月24日
 11月30日
 11月9日
 11月9日
 11月21日
 11月10日
 11月30日
 9月21日
 11月24日
 11月30日
 10月18日
 11月1日
 11月9日

東部保健福祉事務所登米地域事務所

高等看護学校

子ども総合センター

東部児童相談所

精神保健福祉センター

○経済商工観光部

地方機関

北部地方振興事務所栗原地域事務所

東部地方振興事務所登米地域事務所

産業技術総合センター

計量検定所

松島公園管理事務所

○農林水産部

地方機関

農業大学校

農業・園芸総合研究所

古川農業試験場

畜産試験場

王城寺原補償工事事務所

林業技術総合センター

水産技術総合センター

○土木部

地方機関

北部土木事務所栗原地域事務所

東部土木事務所登米地域事務所

仙台塩釜港湾事務所

石巻港湾事務所

中南部下水道事務所

東部下水道事務所

仙台地方ダム総合事務所

栗原地方ダム総合事務所

11月16日
 10月19日
 12月26日
 10月25日
 10月31日
 11月1日
 11月29日
 10月18日
 11月30日
 10月27日
 10月3日
 10月17日
 10月20日
 10月20日
 10月25日
 10月25日
 11月15日
 11月7日
 11月16日
 11月2日
 11月16日
 11月17日
 11月16日
 11月2日
 10月3日

<p>○教育庁 地方機関</p> <p>図書館 多賀城跡調査研究所 東北歴史博物館 塩釜高等学校 白石高等学校 石巻高等学校 松島高等学校 志津川高等学校 仙台南高等学校 仙台南高等学校 農業高等学校 黒川高等学校 石巻北高等学校 登米総合産業高等学校 水産高等学校 白石工業高等学校 古川工業高等学校 石巻商業高等学校 一迫商業高等学校 視覚支援学校 聴覚支援学校 支援学校岩沼高等学園</p> <p>○警察本部 地方機関</p> <p>塩釜警察署 石巻警察署 登米警察署 河北警察署 古川警察署</p>	<p>鳴子警察署 2 監査結果</p> <p>平成27年度の財務に関する事務の執行の事実が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に沿って行われているかについて、特に意を用いて行いました。 その結果、公表すべき指摘事項は次のとおりであり、その他の軽易な事項については関係機関に注意をしました。</p> <p>(1) 大河原県税事務所 県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、徴収の確保に努められたい。</p> <p>(内容) ・平成27年度収入未済額</p> <table border="1"> <tr><td>現年度分</td><td>92,268,761円</td></tr> <tr><td>過年度分</td><td>315,182,207円</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>407,450,968円</td></tr> </table> <p>(2) 塩釜県税事務所 県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、徴収の確保に努められたい。</p> <p>(内容) ・平成27年度収入未済額</p> <table border="1"> <tr><td>現年度分</td><td>97,459,706円</td></tr> <tr><td>過年度分</td><td>197,473,187円</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>294,932,893円</td></tr> </table> <p>・平成26年度収入未済額</p> <table border="1"> <tr><td>現年度分</td><td>123,076,889円</td></tr> <tr><td>過年度分</td><td>193,113,962円</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>316,190,851円</td></tr> </table> <p>(3) 東部県税事務所</p>	現年度分	92,268,761円	過年度分	315,182,207円	合 計	407,450,968円	現年度分	97,459,706円	過年度分	197,473,187円	合 計	294,932,893円	現年度分	123,076,889円	過年度分	193,113,962円	合 計	316,190,851円
現年度分	92,268,761円																		
過年度分	315,182,207円																		
合 計	407,450,968円																		
現年度分	97,459,706円																		
過年度分	197,473,187円																		
合 計	294,932,893円																		
現年度分	123,076,889円																		
過年度分	193,113,962円																		
合 計	316,190,851円																		

10月28日

報 告 書 公 報 報 告 書

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・平成27年度収入未済額

現年度分 122,702,346円

過年度分 330,830,837円

合 計 453,533,183円

・平成26年度収入未済額

現年度分 125,106,153円

過年度分 396,167,165円

合 計 521,273,318円

(4) 東部県税事務所登米地域事務所

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・平成27年度収入未済額

現年度分 35,796,008円

過年度分 120,237,464円

合 計 156,033,472円

・平成26年度収入未済額

現年度分 42,707,069円

過年度分 144,382,907円

合 計 187,089,976円

(5) 仙台保健福祉事務所

生活保護扶助費返還金、母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金及び過誤払返納金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

○生活保護扶助費返還金

・平成27年度収入未済額

現年度分 21,845,252円

過年度分 40,865,497円

合 計 62,710,749円

・平成26年度収入未済額

現年度分 13,619,606円

過年度分 29,348,902円

合 計 42,968,508円

○母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金

・平成27年度収入未済額

現年度分 5,583,387円

過年度分 42,478,272円

合 計 48,061,659円

・平成26年度収入未済額

現年度分 6,331,290円

過年度分 42,580,317円

合 計 48,911,607円

○過誤払返納金(生活保護扶助費返還金等)

・平成27年度収入未済額

現年度分 599,161円

過年度分 1,034,936円

合 計 1,634,097円

・平成26年度収入未済額

現年度分 259,581円

過年度分 870,489円

合 計 1,130,070円

(6) 東部保健福祉事務所

貸金及び報償費において、支払遅延及び支給金額の誤りが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

○貸金について、支払遅延があったもの。

・件数 1件

・金額 84,288円

○貸金について、支給金額が誤っていたもの。

- ・件数 1件
- ・正支給額 75,759円
- ・既支給額 70,173円
- ・追給額 5,586円

○報償費について、60日以上を支払遅延があったもの。

- ・件数 5件
- ・金額 58,000円

(7) 東部地方振興事務所登米地域事務所

行政財産の使用許可に係る使用料において、調定遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じらるたい。

(内容)

4月1日に調定すべき電柱敷地等使用料について、翌年度の4月1日に調定したもの。

- ・件数 1件
- ・金額 6,000円

(8) 仙台塩釜港湾事務所

行政財産の使用許可に係る使用料及び雑費において、調定遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じらるたい。

(内容)

○使用料（自動販売機設置）において、調定遅延があったもの。

- ・件数 4件
- ・調定金額 17,410円

○雑費（光熱水費）において、調定遅延があったもの。

- ・件数 5件
- ・調定金額 281,311円

○宮城県監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき実施した「高額物品の管理及び活用について」に係る監査結果を別冊のとおり公表する。

平成29年2月24日

宮城県監査委員 齋藤正美
 宮城県監査委員 坂下賢
 宮城県監査委員 工藤鏡子